

多摩市告示第 478 号

平成 30 年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 29 年 10 月 16 日

多摩市長 阿部裕行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額

[単位：円（1 時間当たり）]

職 種	下限額	職 種	下限額
特殊作業員	2,543	普通船員	2,453
普通作業員	2,217	潜水士	4,377
軽作業員	1,587	潜水連絡員	3,015
造園工	2,262	潜水送気員	2,993
法面工	2,892	山林砂防工	2,870
とび工	2,915	軌道工	4,815
石工	2,903	型わく工	2,780
ブロック工	2,690	大工	2,735
電工	2,667	左官	2,948
鉄筋工	2,937	配管工	2,352
鉄骨工	2,745	はつり工	2,678
塗装工	3,015	防水工	3,195
溶接工	3,230	板金工	2,970
運転手（特殊）	2,498	タイル工	2,430
運転手（一般）	2,070	サッシ工	2,735
潜かん工	3,207	屋根ふき工	1,643
潜かん世話役	3,792	内装工	2,948
さく岩工	3,038	ガラス工	2,655
トンネル特殊工	2,993	建具工	2,600
トンネル作業員	2,600	ダクト工	2,330
トンネル世話役	3,420	保温工	2,363
橋りょう特殊工	3,207	建築ブロック工	2,510
橋りょう塗装工	3,330	設備機械工	2,397
橋りょう世話役	3,668	交通誘導警備員 A	1,565
土木一般世話役	2,622	交通誘導警備員 B	1,350
高級船員	3,105		

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 80%以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

適用範囲	業務内容	労務報酬 下限額
<p>多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働者以外の者</p>	<p>別紙1の職種に係る業務</p>	<p>1, 000</p>
<p>多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 ※ 委託・指定管理協定等の業務に従事する者</p>	<p>公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務</p>	<p>995</p>
	<p>街路樹の維持管理業務</p>	<p>1, 010</p>
	<p>下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)</p>	<p>1, 290</p>
	<p>可燃物等の収集運搬業務</p>	<p>1, 025</p>
	<p>学校給食センター調理等業務</p>	<p>1, 070</p>
	<p>上記以外の業務・指定管理協定</p>	<p>990</p>